

国際誌論文賞の選考と表彰に関する内規 (論文賞の選考と表彰に関する内規と統合の為、本内規を廃止)

(目的)

第1条 本内規は、定款第4条第4号の目的を達成するため、国際誌 Progress in Rehabilitation Medicine に掲載された論文のうち、リハビリテーション医学の発展に寄与する優秀な論文の表彰について定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本リハビリテーション医学会国際誌最優秀論文賞 年間で最も優秀と認められた論文1編
- (2) 日本リハビリテーション医学会国際誌優秀論文賞 優秀と認められた論文1編

(対象)

第3条 表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 筆頭著者であること
- (2) 表彰は会員を対象とし、年次学術集会の前年1月から12月の間に国際誌に掲載された原著論文 (Original article) に対して行うものとする。

(重複受賞)

第4条 同一論文の最優秀論文賞と優秀論文賞との重複受賞は認めない。

- 2 異なる論文において、同一著者の最優秀論文賞または優秀論文賞との重複受賞はこれを妨げない。
- 3 最優秀論文賞または優秀論文賞の受賞者は、受賞後2年間は選考対象から除外される。

(選考委員会)

第5条 第2条に定める各賞を選定するため、国際誌論文賞選考委員会を設ける。

- 2 国際誌論文賞選考委員会は、国際誌編集委員会が兼務する。
- 3 国際誌論文賞選考委員会の運営は、別に定める。

(選考方法)

第6条 国際誌論文賞選考委員会各委員は、同委員会が定める採点基準に従って、該当年の選考対象論文を採点する。

- 2 国際誌論文賞選考委員会は採点結果を集計し、最優秀論文賞と優秀論文賞候補論文候補を理事会に推薦する。
- 3 理事会は、国際誌論文賞選考委員会の議に基づき最優秀論文賞1編、優秀論文賞1編を決定する。

(表彰)

第7条 筆頭著者に対し、賞状ならびに賞金を本学会年次学術集会において理事長より授与する。

2 賞金額は、最優秀論文賞20万円、優秀論文賞10万円とする。

(公示)

第8条 国際誌論文賞選考委員会は、選考経過、受賞論文、受賞者を国内誌に公示する。

附 則

本内規は、平成29年10月27日より施行する。

令和6年1月27日に廃止する。